

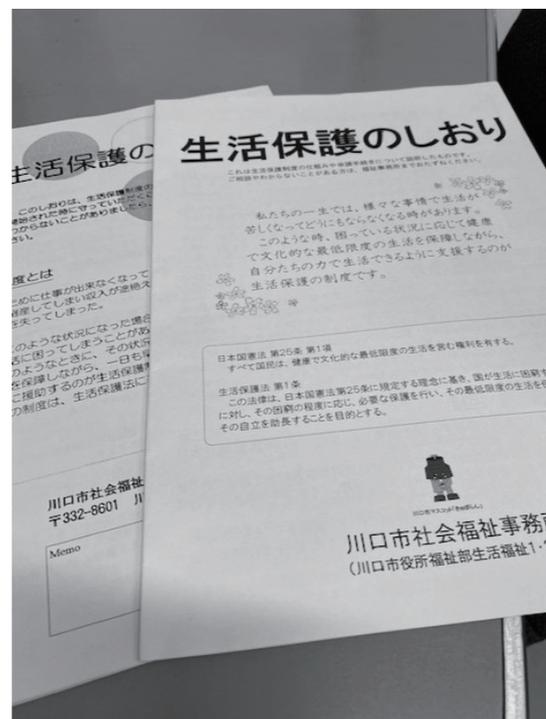
川口市の生活保護のしおりが新しくなります 表紙に日本国憲法25条、生活保護法を明記

川口市の生活保護のしおりが新しくなります。表紙には日本国憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と生活保護法第1条「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と明記、こうした川口市の姿勢は大切です。

日本では、生活保護制度を本来利用できる人まで利用していない状況です。まだまだ生活保護は恥だとする間違った意識があります。日本国憲法第25条に基づいた国民の権利として必要なときに必要な方が利用できるようにしていくために、生活保護制度のしおりにについても改善が求められます。これまでの川口市の生活保護のしおりは、扶養義務者からの援助の優先について、「保護の要件ではありませんが」と記してはいますが、「生活保護の要件」を説明するスペースにそのことが書かれていて市議会でもその点を指摘しました。

この問題では、以前、各地の自治体で生活保護を申請した人の親族に対して、親族の援助が保護受給の要件であるかのように記した書類を送付、国会で指摘を受けた厚生労働省は、「扶養義務が保護を受けるための「要件」であると誤認させるおそれのある表現となっていた」と認め、「可及的速やかに改善を図る」よう求める事務連絡を全国の自治体に出し、「保護のしおり」などについてもチェックするよう求めました。

日本共産党市議団も、川口市としても、改めてしおりについて憲法第25条に基づいた国民の権利であるという観点でしっかりと見直すべきと求めてきました。



庁舎が移転し、新年度からは 新しい議場で定例市議会が行われます

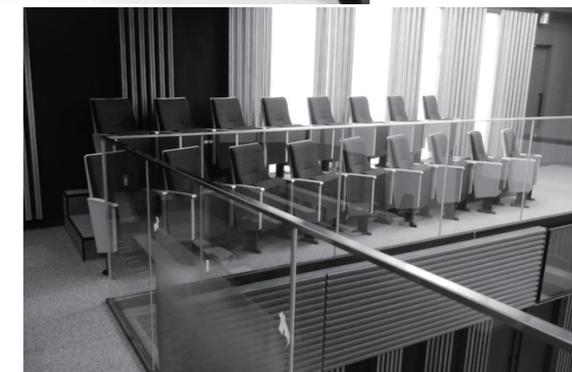
5月より、新庁舎での業務が始まります。1階には多目的スペース。2階には介護・長寿・高齢者・障害者などの窓口。3階は国保・納税・国民年金や住民票等の発行窓口。4階は市民・固定など税制や契約課。5階は農政など経済部、選挙管理委員会、危機管理部等。6階は総務部、市長・副市長室等。7・8階には議場が設置され、8階から傍聴席に入ることが出来ます。

新年度からは新しい議場で定例市議会が開催されます。傍聴席には補聴器でも聞き取りやすいヒアリンググループが設置されました。市民のみなさんに開かれた市議会開催のためにも、傍聴へお越しく下さい。



ヒアリンググループとは

補聴器に直接音声を送り込むための機材。通常、補聴器は音を全体的に大きくするため、周囲の雑音により音声の聞き取りが難しい場合がある。補聴器・人工内耳を「T」(テレフォン)へ切り替えることで磁気誘導ループによる磁気を受信し、音声信号に変えることで雑音の少ないクリアな音声を聴くことができる。



▲ヒアリンググループが設置された傍聴席